

令和3年第6回菊池市教育委員会会議録

日 時 令和3年6月25日（金）午後1時30分
場 所 キクロス大研修室
出席者

教育長	渡 邊 和 博
教育長職務代理者	森 智保美
教育委員	江 藤 継 喜
教育委員	生 田 博 隆
教育委員	芹 川 幸良子
教育委員	渡 邊 和 雄
教育部長	木 下 徳 幸
教育審議員	久 保 敦 嗣
学校教育課長	村 田 義 喜
生涯学習課長	古 庄 和 彦
社会体育課長	倉 原 桂 一
学校給食管理室長	富 田 信 幸
菊池市公民館副館長	吉 川 良 二
菊池市中央図書館長	安 永 秀 樹
学校教育課指導主事	長 尾 浩 史
学校教育課指導主事	木 村 誠 希
学校教育課総務係長	磯 田 貴 博
生涯学習課課長補佐	川 口 克 明

18 / 18人

日 程

1. 開 会
2. 議事録承認
3. 教育長の報告
4. 議案案件
 - 議案第22号 菊池市小中学校世帯インターネット接続環境整備費補助金交付要綱の制定について（学校教育課）
 - 議案第23号 菊池市社会教育委員の委嘱について（生涯学習課）
 - 議案第24号 菊池産農畜産物学校給食提供事業補助金交付要綱の制定について（学校給食管理室）
5. 報告案件
 - 報告第18号 菊池市内小中学校の不登校、いじめの状況（2021年5月末現在）（学校教育課）
 - 報告第19号 令和3年度菊池市奨学金奨学生選考結果について（学校教育課）
6. その他

菊池市生涯学習基本計画（案）に対する、教育委員会からのご意見・ご要望まとめ（生涯学習課）

7. 教育委員会各課からの事務連絡等

①行事予定について

②次回の教育委員会議

令和3年7月21日（水） 13：30 キクロス大研修室

開会

渡邊教育長 それでは、改めましてこんにちは。今、議会の期間中でありまして、その日程の関係で、本日25日の開催ということになりました。御理解をお願いしたいと思います。議会は来週まで、7月2日が閉会ということになっております。

先日14日の泗水小学校の総合訪問のほう、午前中のみではございましたけれども、大変教育委員の皆様方にもお世話になり、ありがとうございました。菊池管内でも本年度の最初の総合訪問ということで、それが泗水小学校でした。昨年度一切学校訪問もできなくて、今年度にスライドしたものですから、今回の訪問をもって、通常に戻る第一歩になりつつあるのかなと思ったところでございます。

新型コロナに関しては予断を許しませんけれども、現在、学校関係では、中学校が、18日から19、20日と菊池郡市の中体連も無事に実施されました。先ほど、中体連会長が結果を持って、御挨拶いただきましたけれども、菊池市の子供たちもしっかり頑張ってくれたようです。何よりも、昨年度は中止でしたので、とにかくほっとした、特に中3の子供たちにとっては、できてよかったなど、本当に胸をなで下ろしたところでございました。

そのような中ですがけれども、本日も大変お忙しい中にお集まりいただきました。よろしくをお願いしたいと思います。

ただいまから令和3年第6回菊池市教育委員会会議を開会いたします。よろしくをお願いします。

それでは、前回の会議録の承認を議題といたします。

教育委員会会議規則第14条第2項の規定により、令和3年第5回菊池市教育委員会の会議録に記載した事項について異議はございませんか。よろしいですか。

委員一同 異議なし

渡邊教育長 異議がありませんので、令和3年第5回菊池市教育委員会の会議録については承認することに決定します。

続きまして、教育長の報告を議題とします。私から報告いたします。別紙のプリントがあるかと思えます。

まず、動静についてでございます。

5月の報告では、これよりもたくさんの動静が入っていたんですけども、多くの総会や会議が書面開催等になっておりますので、その分については省いたところでは。

主なものを御紹介します。5月27日木曜日、教育振興基本計画作成会議。

6月1日は、市内の小中学校教頭会議。

6月3日、管内の教育長会議。

6月8日、スクールサポートチーム全体会。

6月10日、教育振興基本計画作成会議。

6月11日、菊池市議会開会。先ほど言ったとおり、今もあっております。

6月14日、泗水小学校総合訪問。

6月15日、市内小中学校長会議。

議会関係飛びまして、6月25日、本日午前中、菊池市奨学金奨学生選考委員会会議があっております。そして、教育委員会議ということです。

2番目です。管内の教育長会議が6月3日にありまして、その中での連絡・指導事項はそこのとおりです。

鈴嶋所長のほうからは、管理職選考考査について変更点等の説明がありました。

それから、人材育成についてということで、若手、ミドルの育成をということのお話があります。校長の退職者は、ここ数年非常にピークを迎えておりますけれども、令和元年度が42校の中で13人、31%。令和2年度におきましても、42校中14人ということで、校長退職者が非常に多い状況です。菊池市内の退職者も同様でございます。校長、教頭の採用者数ということになりますと、校長の退職者が多いということは当然、採用も増えてきますので、そういう目で見ると、校長一、二年の経験の校長が48%、同じくその教頭が67%と、いずれにしても世代が変わってきております。管理職の研修、育成というのも大事になるというお話でした。

その次の丸は、各種指導訪問についてということで、これは県としての事業について触れられております。市の取組も多くありますけれども、県のほうの指導訪問もこのような形で、追加されたもの等もありますが、されているということなんです。

2番目に、小森管理主事のほうから、不祥事防止及び事故防止についてのお話がありました。熊本県では、本年度は不祥事防止対策会議を実施予定だということなんです。

それから、管理職選考考査。その他ということで、コロナ関係の服務、それから夏季休業中の特別休暇等についてお話があります。

それから、笠指導課長のほうからは、学校訪問、総合訪問についてあります。

それから、指導改善研修についてもお話があります。

そのほか、社会教育主事、指導主事からの主な内容については、3ページ以降に資料として掲載しておりますので、お尋ねなどありましたら、後からでもお願いしたいと思います。

次、2ページに入ります。

6月15日に市内の校長会議を開いておりますけれども、その中での連絡事項、指導事項です。私から行った連絡事項です。

安心、安全の学校づくりのためにということで、コロナ対策、それから熱中症対策についてお話ししましたが、特に、コロナ対策としては、トイレの自動水栓化を委員会として考えており、今、議会に上程中でございます。

それから、熱中症対策については、マスク使用も含めてということですが、熱中症が心配される時期ですので、マスク着用より熱中症予防を優先というふうな旨をお話したところです。

それから、大雨、集中豪雨対策について話しました。

それから、学力向上ということで、菊池市の学力調査を4月に行っておりまして、結果が返ってきておりますので、その活用をということです。これは夏休みも学びの継続化をするということで、夏休みも視野に入れて、その中には1人1台端末の家庭学習の利用も含んで、指導をしたところです。菊池市の全体の学力調査の結果については現在分析中ですので、次回には報告できるのではないかと思います。

いじめ・不登校対策ということで、心の問診票を、今、アンケートを取ったところですので、その活用をお願いしております。

人権教育・啓発の充実についてということで、差別事象を受けて、教職員の基本的認識の深化を図ることと、それから差別事象等に、そこの課題に学ぶ姿勢と、それから具体的な言語環境等の環境づくりということでお話をしました。

不祥事防止については、3月に示しました綱紀肅正9項目についての実践を、これは年間を通じて常に意識をということで話をしております。

それから、働き方改革の推進ということで、職員の勤務時間の把握と、夏季休業期間中の利用、活用といえますか、それも含めてというお話をしたところです。

4番目です。今後の予定ということで、来週6月28日、泗水中学校B訪問。それから、校長の期首面談を予定しております。

6月29日、生涯学習センター運営会議。それから、地域未来塾が五つの中学校でスタートし始めておりますけども、29日は七城中学校の開校式。

それから、6月30日は、戸崎小学校のB訪問。同時に、午後は校長期首面談を予定しています。

7月1日、校長の期首面談及び地域未来塾菊池南中学校の開校式の予定です。

7月2日金曜日、市議会の閉会です。

7月5日月曜日、社会教育委員会議があります。

7月6日、管内教育長会議。

7月7日は教育長退任式の予定です。

7月8日は、次期教育長就任式。それから、教育委員さん方の就任式。同時に、臨時教育委員会議を予定しております。

以下、7月9日は旭志小学校B訪問。

13日、旭志中学校B訪問。

14日、小中学校長会議。

17日、菊池市人権・同和教育研究大会。午前中の予定です。

19日が小中学校教頭会議。

7月20日が菊池市教育支援委員会。

21日が菊池市教育委員会議。

細かな会議等はこの中にまた入ってくるものとは思いますが、主な予定は以上でございます。

ただいまの報告について質疑はございませんか。よろしいですか。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは、ないようですので、教育長の報告については終わります。

それでは、これより議事に入ります。

議案第22号、菊池市小中学校世帯インターネット接続環境整備費補助金交付要綱の制定についてを議題とし、事務局から説明をお願いします。

村田課長。

村田学校教育課長 改めまして、学校教育課でございます。こんにちは。

それでは、議案第22号、菊池市小中学校世帯インターネット接続環境整備費補助金交付要綱の制定について御説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、児童及び生徒がインターネット接続による家庭学習を行う通信環境を整備する必要がございます。その費用を補助するため、本要綱の制定が必要となるものでございます。

インターネット接続環境整備補助金につきましては、令和2年度も実施したところでございます。しかしながら、4月にアンケートを取りました結果、まだ整備が進んでいない家庭や、整備は進めたが、補助金の申請ができていない家庭がございました。そのような家庭を補助するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しまして、今年度も事業を行うものでございます。

補助要綱等の中身については、昨年の方とほとんど変わっておりませんが、補助対象経費の第4条で2項、3項が追加になっておりますので、その部分について説明をさせていただきます。

まず、第2項でございます。補助対象者が、令和2年度中に菊池市小中学校世帯インターネット接続環境整備費補助金交付要綱（令和2年教育委員会告示第9号）の規定による補助金の交付を既に受けている場合の、令和3年度における補助対象経費については、その重複している費用は補助対象経費としない。これは、各世帯一度きりの補助でございますので、令和2年度中に補助金をもらった世帯は、令和3年度に新たに購入をされても、それは対象にしないということでございます。

次に、第3項でございます。令和2年10月1日から令和3年3月31日までの間に、補助対象者が通信環境整備を行った補助対象経費のうち、旧要綱の規定による補助金の交付を受けていない費用については、令和3年度における補助対象経費とすることができる。これは、令和2年10月1日から3月31日までに整備をしたものであれば、遡って補助金の事業の対象にするということでございます。これにつきましては、4月のアンケートの結果、3月までに

整備はしたけれども補助金の申請ができなかったという世帯が335世帯ありました。その世帯を救済するために追加したものでございます。補助の上限等については、変わっておりません。

なお、今回の要綱に合わせまして、申請書に若干の変更がございます。

4ページをお願いします。

4ページの交付申請額の欄でございますが、その右端のほうに、工事日と購入日を記載してもらおうようにしております。これにつきましては、第4条の3項に掲げましたことを確認するための欄でございます。

それと、一番下の米印の3番、既にこの補助金の交付を受けた機械の買換え及び光回線工事の追加・改良は対象にならないということでございますので、機種を買換えとか追加の工事については、一度補助金を受けていれば、対象にはならないということでございます。その他の点につきましては、変更はございません。

説明は以上となります。よろしくをお願いします。

渡邊教育長 ただいまの説明について、質疑及び御意見はありませんか。よろしいですか。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは質疑もないようですので、採決いたします。

議案第22号は原案のとおり可決することに異議ございませんか。

委員一同 異議なし

渡邊教育長 異議なしと認め、議案第22号は原案のとおり可決することに決定します。

続きまして、議案第23号、菊池市社会教育委員の委嘱についてを議題とし、事務局から説明をお願いします。

古庄課長。

古庄生涯学習課長 生涯学習課でございます。

議案書の7ページをお願いいたします。議案第23号、菊池市社会教育委員の委嘱について。

菊池市社会教育委員を委嘱したいので、教育委員会の意見を求めるものでございます。

提案理由としましては、本年3月31日をもって、菊池市社会教育委員の任期が満了となりましたので、菊池市社会教育委員設置条例第2条の規定に基づき、社会教育委員の委嘱に当たりましては、菊池市教育委員会事務委任規則第2条第10号により、教育委員会の承認を得るものでございます。

選出につきましては、8ページの菊池市社会教育委員名簿を御覧いただきたいと思いますが、先に9ページをお願いいたします。

社会教育委員の設置に関する関係法令ということで、上段が社会教育法の抜粋でございます。第15条、社会教育委員の設置から、第18条、社会教育委員の委嘱の基準等までを載せております。特に、第18条を御覧いただきたいと思いますが、アンダーライン部分の文部科学省令で定める基準を、9ページ下段に参酌すべき基準ということで載せております。

続きまして、10ページをお願いいたします。

上段が菊池市社会教育委員設置条例の抜粋でございます。第2条第1項によりまして、今回の選出は、委員15名、任期は令和3年度と令和4年度の2か年をお願いするものでございます。また、第2条第2項によりまして、委員につきましては、学校教育の関係者、社会教育の関係者、学識経験のある者ということで選出させていただいております。

次に、下段の菊池市教育委員会事務委任規則の抜粋を御覧ください。

第2条の見出しに「教育長に委任する事務」とございますが、第2条において、教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育その他の事務を教育長に委任すると定めております。次に掲げる事項を除きということで、教育長に委任しないものとしまして、一番下のアンダーライン部分、第10号に、社会教育委員の委嘱に関することがございますので、今回、教育委員会にお諮りするものでございます。

8ページに戻っていただきまして、社会教育委員名簿は、番号、氏名、住所、摘要、備考となっております。1番から7番の方につきましては、摘要欄の上段が社会教育委員の委嘱の基準ということで、学校教育関係者、社会教育関係者の記載をしております。

また、摘要欄の下段、括弧書きが、その団体からの推薦ということで記載しております。8番から15番までの方が、学識経験者として、各支所の支所長などから2名ずつ、地域代表として推薦をいただいているところでございます。備考欄が新任、再任の別でございまして、新任の方は、今回6名の選出となっております。

以上、よろしくをお願いいたします。

渡邊教育長 それでは、ただいまの説明について質疑及び御意見はありませんか。よろしいですか。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは質疑もないようですので、採決いたします。
議案第23号は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

委員一同 異議なし

渡邊教育長 異議なしと認め、議案第23号は原案のとおり可決することに決定します。

続きまして、議案第24号、菊池産農畜産物学校給食提供事業補助金交付要綱の制定についてを議題とし、事務局から説明をお願いします。

富田室長。

富田学校給食管理室長 学校給食管理室の富田でございます。

11ページになります。

議案第24号、菊池産農畜産物学校給食提供事業補助金交付要綱の制定について説明を申し上げます。

この議案を説明いたします前に、今回提案します議案は、令和2年第7回菊池市教育委員会において提案した要綱と同じものでございます。同要綱が令和3年3月31日をもちましてその効力を失いましたので、再度提案を行うものでございます。

再提案の理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、1年限りの対策として実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症が継続して猛威を振るう中、国より新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の配分もなされたことから、本年度も引き続き実施をお願いするものでございます。現在開催中の第2回定例会において467万6千円の予算を計上いたしまして、予算の審議をいただいているところでございます。

提案理由になりますが、学校給食の給食物資として、新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けた菊池市で生産された農畜産物を提供することにより、児童生徒及び農畜産物の生産者を支援するためでございます。具体的には、牛肉の提供のほうを考えております。今年は、えこめ牛と黒毛和牛を計3回、学校給食で提供する予定でございます。

次ページをお願いいたします。12ページから要綱を掲載させていただいております。先ほど申しましたように、前回の提案から内容はほとんど変えておりません。

第1条が要旨になりまして、第2条が目的でございます。こちらに変えておりませんが、補助金は、学校給食の給食物資として、新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けた菊池市で生産された農畜産物を提供することにより、市内小中学校の児童生徒及び農畜産物の生産者を支援することを目的とするものでございます。

第3条が交付対象者でございます。交付対象者は学校給食の運営をする学校と団体となっております。具体的には、旭志小学校、菊池北中学校、菊池地区学校給食共同調理場、泗水学校給食センター、七城学校給食センターの5団体になります。

第4条では、補助事業の名称、補助対象経費、農畜産物の種類、補助金の額、補助率等を定めております。補助率は予算の範囲内なのですが、全て10分の10の範囲で補助のほうを出してまいります。

第5条は、交付に必要な資料の添付を求めています。第1号で事業計画書。第2号で給食物資の納入契約書の写し。第3号で計画書。こちらのほうには、

給食の献立、使用する量、金額の記載も含めて提出していただく予定でございます。第4号で、食育計画等を提出していただくことになっております。

飛びまして第7条でございますが、実績の報告に必要な書類のほうを定めております。第1号で事業実績報告書。第2号で納品書等の写し。第3号で学校給食に提供したことが分かる写真。第4号で領収書等の写しということでございます。

その他の条に関しましては、一連の補助金申請の流れを定めたものでございます。

14、15ページには、様式を添付しております。

それと最後に、附則のところでございますが、令和3年7月2日、議会終了後からの施行日としております。令和4年3月31日までの一年限りということを取り扱いたいと思っております。

以上でございます。

渡邊教育長 それでは、ただいまの説明について質疑及び御意見はございませんか。よろしいですか。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは質疑もないようですので、採決いたします。
議案第24号は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

委員一同 異議なし

渡邊教育長 異議なしと認め、議案第24号は原案のとおり可決することに決定します。
それでは、続きまして、報告案件に移ります。
報告第18号、菊池市内小中学校の不登校、いじめの状況の説明を事務局よりお願いします。
長尾指導主事。

長尾学校教育課指導主事 それでは報告いたしますので、お手元の資料を御覧ください。
1ページ目の1段目のグラフですが、市内の不登校児童生徒の経年推移です。増加傾向にあるというふうに言えます。
2段目のグラフですが、不登校児童生徒数のグラフとなります。30日以上欠席している不登校の児童生徒数は、5月末現在で小学生が5名、中学生が12名となっております。
3段目ですが、平成30年度から月ごとの推移です。過去と比較いたしましても、5月の不登校児童生徒数が多いということが言えます。
2ページ、3ページです。1段目のグラフですが、不登校傾向の児童生徒のグラフとなります。10日以上30日未満欠席している不登校傾向の児童生徒

ですが、5月末現在で小学生が12名、中学生が27名、合計で39名となっております。2段目と3段目ですが、不登校の17名と不登校傾向の39名をそれぞれ学年別に見たグラフです。

3ページ目の1段目はそれを合わせたものです。56名の内訳ですが、中学校2年生が最も多く、中学校3年生、中学校1年生、小学校5年生のところで多くなっております。

いじめの報告にまいります。5月のいじめの報告ですが、小学生で1件、中学校はいじめなしの報告を受けております。小学生のいじめですが、6年生の女子が、運動会の役割決めでクラスメイトとトラブルになっているという報告が上がっておりまして、現在も解決に向けて学校全体で見守りをさせていただいているという状況になっております。

続きまして、4ページです。

先月、5月に九州ルーテル学院大学の緒方教授を講師に招きまして、第1回菊池市不登校対策研修会をリモートで実施いたしました。毎年実施しております「こころの間診票」の見方と活用方法について、講話をしていただきました。

本年度から、マークシートによる回答をやめて、今、タブレットを1人1台持っておりますので、そこにあるQRコードを読み取ってアンケートに回答するという方法に変更いたしました。その研修会というところで、実際に、それぞれの学校で子供が使うタブレットで回答を練習してみたというところでした。リモートでしたが、かえってリモートでよかったなというところで、いい研修会になったところです。これについては、7月までに各学校で1回実施をするというところで、現在集計中で、順調にアンケート回答が進んでいる状況です。

続いて、4ページの一番下のグラフですが、適応指導教室の通級者数です。現在7名の児童生徒が申請をしております。

5ページから6ページにかけてですが、それぞれの適応指導教室の相談件数と相談内容を載せております。

四つの適応指導教室の5月の相談件数は133件となっております。適応指導教室の相談員の先生方には、子供たちの居場所づくりと学校復帰につながる活動をお願いしているところです。来月にそれぞれの教室で交流会のほうを計画しておりますので、また報告をしたいというふうに思います。

続きまして、6ページから8ページにかけてですが、心の教室相談の状況を載せております。

5月の心の教室の相談件数は179件と、8ページに書いております。

生徒による相談の多くは、不登校や対人関係について、クラスや部活動での友人関係の悩み、体育大会の疲れとかを相談しているという報告が上がっております。相談員の先生の働きかけで、クラスの運動会での全員リレーに参加することができたという、よい報告も上がっております。

該当校の相談件数ですが、40件上がっております。まだまだ相談が多いんですが、昨年度末の事件に関わる児童の相談もですけれども、併せて、数年前から友達と上手に関わっていなかった子供の相談だったり、家庭環境が厳しい

児童の相談など、養護教諭と連携しながら取り組んでいただいているという状況です。これについても、該当校にはしばらく配置をしていきたいというふうを考えております。

それでは、最後のページになります。

1段目のグラフはスクールソーシャルワーカーの相談件数となっております。5月は13件の相談で、主に4名の児童生徒の支援を行っております。学校訪問や電話による情報提供、情報共有を行っております。

学校支援コーディネーターの対応件数は33件となっております。適応指導教室の相談員、子育て支援課、市に配置しているスクールソーシャルワーカーと連絡調整を行いながら情報を共有しています。5月も不登校に関する相談を中心に関わっていただいております。

報告は以上です。

渡邊教育長 それでは、ただいまの報告について質疑及び御意見はありませんか。

森教育委員、どうぞ。

森教育長職務代理者 先月、その菊池教室にお邪魔したんですけれども、そのときにお話ししていて、通級してくる子供さんが、学校でのトラブルがあったわけではなくて、複雑な状況でこちらに通級したいというような相談もあったそうなんですよ。だから、やっぱり不登校が減らないな、減らないなと思うんですけれども、そういう複雑な状況で、特別に指導してもらいたいというような願いがあったりして、先生としては、学校への復帰ができるようにということで、子供たちには、いろいろ苦労というか工夫をしてお話をされているというのを聞きました。

いろんな考え方と環境があるんで、適応指導教室の先生方も本当に御苦労されているなということを改めて聞いて勉強になりました。だから、市としてもそういうことを保護者のほうにも、ここはこういう場ですよというか、学校にやっってくださいって言っても、なかなか伝わらないところもあるのかなということを思いました。

以上です。

渡邊教育長 ありがとうございます。それぞれの心の教室や適応指導教室、その他、スクールソーシャルワーカーの報告、コーディネーターからの報告が毎月ありますけれども、決裁で見ますが、今、様子を言っていたように、非常にそれぞれ複雑な状況が多くなっているというのが現実でございます。そういう対応もしてもらっているところです。

ほか、ございませんか。

生田委員、どうぞ。

生田委員 2ページ、3ページの不登校、不登校傾向で、中2が圧倒的に多くて、中1がそれに続くんですけど、これは中1からの継続の方がほとんどと考えていいんでしょうか。教えてください。

渡邊教育長 よろしいですか。長尾指導主事。

長尾学校教育課指導主事 まず、前年度も不登校だった児童生徒がほとんどになっております。不登校の子供が小学生5名いますけども、前年度も不登校だった児童生徒が5名中5名というふうになっております。中学生を見てみますと、12名の不登校のお子さん、12名の生徒のうち12名が前年度も不登校だったというところになっておりますので、昨年度から引き続き不登校になっているという状況です。

渡邊教育長 よろしいですか。

生田委員 よく言われる中1ギャップにきちっと対応することが、中2、中3のこの人数を減らしていくのに役に立つのかなという感想を持ちました。

長尾学校教育課指導主事 ありがとうございます。それについても、しっかり分析をしたものを校長会、教頭会のほうでしっかり下ろして、学校でも対策を見ていくように、また、本年度も中学校1年生で気になるところがありますので、次年度につながる対策を未然防止も含めてやっていくように指導していきたいと思えます。ありがとうございます。

渡邊教育長 よろしいでしょうか。中1ギャップの問題は前から言われておりますので、その視点を当てたところで、また検討をお願いしたいと思います。

ほか、ございませんか。

芹川委員、どうぞ。

芹川委員 ちょうど今、中1ギャップという言葉が出ましたので、ちょっと気になったことがありましたので、お伝えさせていただきます。

これはぜひ伝えてくださいということで、学習塾をなさっている先生から、今日は伝言を預かってきておりました。小学校で英語教育が始まっておりますので、小学校の部でも子供たちが英語をそれぞれに学んできているんですけども、中学校1年になったときに、小学校で受けた英語教育の差があるということなんです。なので、中1で授業したときに、大体このぐらい習ってきたよねというところで授業はなさっていても、ある学校ではそうはっていないとかですね。なので、もう中学校1年の段階で、既に英語の授業が始まる前に力に差があるということです。テストをその塾の先生が見られると、もう本当にその先生が言われるには、新しく変わった教科書が使いにくいというか、分

かりにくいというようなところもあられるということですが、子供たちの力が既に中1の入ってきた段階でかなり差がついているような状況なので、小学校と中学校のつなぎ目のときに「この小学校では、ここまで子供たちは習得済みです」というようなつなぎを中学校にしっかりしていただきますと、少しは……。中学校1年生が今、とても苦しい状況なんじゃないかなという訴えだったんですけれども、そこのつなぎをしっかりといただければというお声でしたので、お伝えさせていただきます。

以上です。

渡邊教育長 情報提供、ありがとうございます。

何かお答えすることはありますか。

木村指導主事。

木村学校教育課指導主事 失礼します。御意見、ありがとうございます。今の件につきまして、特に、やはり小中の連携というのは大切になってくるかなと思います。今度、来月、7月29日に、菊池市の市内の小中学校の外国語担当者の先生が集まる機会がありますので、外国語指導法研修会というのを予定しております。その中でも、特にそういったところを話題にして、できるだけ各小学校いろんな指導面で、ある程度同じ歩調で中学校に上がってこれるような、また、中学校からも、いろんな要望を小学校のほうに下ろしながら、また取り組んでいきたいと思っております。ありがとうございます。

芹川委員 よろしくお願いたします。

渡邊教育長 よろしいでしょうか。

芹川委員 はい、ありがとうございます。

渡邊教育長 ほか、ございませんか。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは、次に移ります。報告第19号、令和3年度菊池市奨学金奨学生選考結果についての説明を事務局よりお願いします。

村田課長どうぞ。

村田学校教育課長 それでは、続きまして、報告第19号ということで令和3年度の菊池市奨学金奨学生の選考結果についてでございます。学校教育課のほうから出させていただきます。

菊池市奨学資金貸付の認定につきましては、条例によりまして、選考委員会の審議を経て決定することとなっております。本選考委員会は、市内の小中学校長会の代表、教育委員の代表、菊池市福祉事務所長及び教育長の4名で構成されており、本日午前10時より委員会を開催し、令和3年度分として申請された方々の審査を行ったところでございます。

お手元に配付しております菊池市奨学金奨学生選考結果を御覧ください。

本年度の申請者数は、私立高校が2名、専門学校が2名、私立大学が4名の計8名がございました。2名の方が基準を超えておりますので、今回は非認定としております。また、教育振興基金の基準で判定しましても、基準を超えておりますので、同じく非認定としたところでございます。

したがいまして、令和3年度の菊池市奨学資金貸付者は、私立高校2名、専門学校1名、私立大学3名の6名を認定したところでございます。2名の方が非認定となったものでございます。

以上、報告となります。よろしく申し上げます。

渡邊教育長 ただいまの報告は以上のとおりですけれども、質疑及び御意見はございませんか。よろしいですか。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは、次、その他に入ります。事務局のほうから何かありませんか。どうぞ。

川口生涯学習課課長補佐 失礼いたします。お手元の資料に基づきまして、菊池市生涯学習基本計画（案）に対する委員の皆様からの御意見・御要望のまとめを報告させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。着座にて説明をさせていただきます。

前回5月の教育委員会議におきまして、現在策定中の生涯学習基本計画（案）について御説明をさせていただきました。そして、その内容につきまして、御意見や御要望を照会させていただいたところでございます。その一覧を資料にまとめているところでございます。お忙しい中、御回答いただきまして、大変ありがとうございました。

委員の皆様からいただきました御意見を踏まえた対応につきまして、御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、資料の1ページから3ページまでが、委員の皆様からの御意見に対する対応を記載しています。

そして、4ページからですが、御意見をどのように生涯学習基本計画（案）に反映させたかを新旧対照の形式でお示ししています。こちらから御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、4ページですが、この第1章におきまして、この生涯学習基本計画は、上位計画である第3期教育振興基本計画の下位計画という位置づけであるならば、生涯学習基本計画の中にも、この教育振興基本計画の策定について記載すべきではないかという御指摘をいただきましたので、生涯学習基本計画（案）の13ページのところに、9ということで新たに項目を設けまして、教育振興基本計画の策定の件及びその中で基本方針の1-④、それから4及び5におきまして、生涯学習分野の施策を記載していることを加えたところでございます。

次に、5ページでございます。

5ページにおきまして、まず、生涯学習基本計画の第4章におきまして、「外国人材」という、この「人材」の漢字の御指摘をいただいたところでございます。これは御指摘のとおりで、財産の「財」という字に修正をさせていただきます。

次の修正点でございますが、この第4章の36ページにおきましては、生涯学習センターキクロスの拠点化及び生涯学習の広域的な推進という項目を掲げておりますが、広域的な推進を進めるならば、七城、旭志、泗水の公設3公民館との連携も重要になるのではないかという御指摘をいただきましたので、計画文言に「公設3分館と連携し、広域的な連携に努める」という文言を入れさせていただきますところでございます。

最後に、これは上位計画である教育振興基本計画の中ですが、生涯学習の推進に当たっては、庁内組織である生涯学習推進本部を立ち上げ、庁内各課との連携・協働により進めることとしていただいておりますが、その件は非常に重要な案件であるので、上位計画の第3期教育振興基本計画の中にも言及すべきではないかという御意見をいただいたところでございます。

そこで、上位計画である教育振興基本計画の33ページのところに、「菊池市生涯学習推進本部を中心とした庁内各課・NPO・大学・企業等との連携・協働の推進」という文言を加えさせていただきますところでございます。

以上が、委員の皆様方からいただきました御意見を計画に反映させた部分の説明でございます。

なお、最後に、今後のスケジュールですが、前回の会議において10月からの施行を目指すということで御説明させていただいたところでございますが、今後、この計画の案につきまして、関係機関や団体の御意見を伺う機会を新たに設けることにしましたので、この施行に当たりましては、少し遅れる見込みでございます。

なお、計画ということで最終的にまとまりましたら、また改めて、この教育委員会議のほうに御報告をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上、報告を終わります。

渡邊教育長 ただいまの件について、質疑はございませんか。よろしいですか。

委員一同 なし

渡邊教育長 ないようですので、委員の皆様から何かそのほかのことをございませんか。よろしいですか。

委員一同 なし

渡邊教育長 ないようですので、本日の委員会はこれで閉会いたします。どうもお世話になりました。ありがとうございました。

— 了 —